

05全日総第11号
令和6年1月24日

本部長 各位

公益社団法人 全日本不動産協会
総務委員長 佐々木 富見夫
(印章省略)

「犯罪収益移転防止法」に関する司法書士会からの協力要請について（依頼）

標記の件につきまして、本年6月までに犯罪収益の移転防止に関する法律の一部改正法が施行され、司法書士等の各士業においても本人特定事項に加えて、取引目的、職業又は事業目的及び実質的支配者の確認が義務づけられることとなりました。

これにより、売買取引に際し宅地建物取引業者が行う確認事項と重複する内容について、登記を受任する司法書士から依頼者（すなわち宅地建物取引業者の取引の相手方）に対し重ねて申告を求めることとなるため、今般、日本司法書士会連合会より本件に関する会員への周知等について協力要請がなされました。

今後、同様に都道府県司法書士会より各地方本部に対し、周知その他の協力要請がなされる場合がありますので、その際は適宜のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

以上

添付書類 「犯罪収益移転防止法（令和4年12月改正）の概要」

<お問い合わせ先>
全日総本部事務局 総務課
TEL：03-3263-7030
担当：三浦・佐藤